

清川村木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、村民自らが所有し居住する木造住宅の耐震改修及び建替えに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、清川村補助金等の交付に関する規則（昭和49年規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 「わが家の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会編集）」に基づく一般診断法による木造住宅についての耐震性の診断をいう。
- (2) 耐震改修工事 耐震診断による上部構造の総合評点が1.0未満の木造住宅について、改修後の総合評点を1.0以上とする工事をいう。
- (3) 耐震改修費 耐震改修計画書作成、耐震改修工事及び工事監理に係る経費をいう。
- (4) 建替え工事 耐震診断による上部構造の総合評点が0.7未満であった木造住宅をすべて除却し、当該住宅が存していた敷地内で新たに住宅を建築する工事をいう。
- (5) 建替え工事費 除却及び建築工事に係る経費をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、次の各号のいずれにも該当する木造住宅とする。

- (1) 清川村木造住宅耐震診断費補助金交付要綱に基づいて耐震診断を行ったもの
- (2) 耐震診断の結果が、次のア又はイに定める総合評点のもの
 - ア 耐震改修工事 上部構造の総合評点が1.0未満
 - イ 建替え工事 上部構造の総合評点が0.7未満
- (3) 交付申請年度の2月末までに工事が完了するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 村税等を滞納している者が行う場合
- (2) この要綱により既に補助金の交付を受けている場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が補助の対象とすることを特に不相当と認めた場合

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号により算出する。

- (1) 耐震改修工事 耐震改修費（消費税及び地方消費税を除く。）に2分の1を乗じた額とし、50万円を限度とする。
- (2) 建替え工事 一律50万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に、木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 工事着手前の写真
- (3) 承諾書（第2号様式）

(4) その他村長が必要とする書類

2 建替え工事を行おうとする申請者は、前項に掲げるもののほか、新築住宅に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写しを添付するものとする。

(交付の決定)

第6条 村長は、前条の申請書により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査及び調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付すると決定した者(以下「申請者」という。)に対して、木造住宅耐震改修費等補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(耐震改修計画書等の提出)

第7条 耐震改修工事を行う申請者は、交付決定の通知の日から60日以内に、木造住宅耐震改修計画書作成報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修計画概要書(第5号様式)

(2) 耐震改修工事図面

(3) 改修工事後を想定した耐震診断の結果報告書

(4) その他村長が必要とする書類

(交付内容の変更等)

第8条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合は、木造住宅耐震改修費等補助金交付変更(取下)申請書(第6号様式)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の内容変更等のできる期間は、交付決定の通知を受理した日から30日を経過する日までとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を取り消したときは、木造住宅耐震改修費等補助金交付取消通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、工事の完了後、速やかに木造住宅耐震改修費等補助金実績報告書(第8号様式)に、次に掲げる関係書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事

ア 耐震改修工事の各工程の写真

イ 工事監理報告書(第9号様式)

(2) 建替え工事

ア 工事完了後の写真

イ 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し

(3) 共通

ア 契約書及び領収書の写し

イ 請求書(第10号様式)

ウ その他村長が必要とする書類

(補助金の交付)

第 11 条 村長は、前条の規定による報告及び補助金の請求を受けた場合は、その内容を審査し適正と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 村長は、第 9 条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、その全部又は一部について、期限を定めてその返還を命じることができる。

(証明書の発行)

第 13 条 村長は、この要綱に基づき耐震改修工事を行った者に対して、次に掲げる証明書を発行するものとする。

(1) 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 19 条の 11 の 2 第 4 項の規定に基づく住宅耐震改修証明書

(2) 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）附則第 7 条第 6 項の規定に基づく証明書

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(耐震改修費補助金交付要綱の廃止)

2 清川村木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成 19 年清川村告示第 31 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正前の清川村木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定により交付された補助金については、従前の例による。

第1号様式（第5条関係）

清川村木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書

年 月 日

清川村長様

住所 清川村

申請者氏名

電話番号

清川村木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

建築物の所在地		清川村				
建築物概要	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> 店舗兼用住宅				
	階数	階建て（地下の有無 有・無）				
	面積	1階	m ²	2階	m ² 延べ面積 m ²	
	建築年月	昭和 年 月 ころ				
一般診断結果	総合評点	診断者氏名		年 月 日		
		診断日		年 月 日		
申請工事区分		<input type="checkbox"/> 耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 建替え工事				
工事予定工期		（着手） 年 月 日 （完了） 年 月 日				
補助対象経費 <small>（耐震改修工事は消費税及び地方消費税を除く額）</small>	合計額			円		
	（内訳）				円	
					円	
					円	
交付申請額		, 000円				
添付書類		(1) 見積書の写し (2) 工事着手前の写真 (3) 承諾書（第2号様式） (4) その他村長が必要とする書類				

承 諾 書

年 月 日

清川村まちづくり課長 様

住 所 清川村

氏 名 ⑩

清川村木造住宅耐震改修費等補助金の交付申請にあたり、貴職が次のとおり確認及び閲覧することについて承諾します。

- 1 清川村に納めるべき納付金の納付状況の確認
- 2 清川村が管理する固定資産課税台帳の閲覧

様

清川村長

清川村木造住宅耐震改修費等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

建築物の所在地	清川村
建築物の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> 店舗兼用住宅（ ）
申請工事区分	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 建替え工事
交付決定金額	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none">申請内容について変更する場合又は申請を取り下げようとする場合は、速やかに村長の承認を受けなければならない。清川村補助金等の交付に関する規則に定めるもののほか、清川村木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の定めに従うこと。この補助金を他の用途に使用し、又は補助条件、村長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付を取り消すことがあります。工事が完了したときは、要綱第10条に基づき実績報告書を村長に提出しなければならない。ただし、実績報告書が適当と認められない場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。その他

第4号様式（第7条関係）

清川村木造住宅耐震改修計画書作成報告書

年 月 日

清川村長様

住 所 清川村

申請者 氏 名

電話番号

清川村木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱第7条の規定により、木造住宅耐震改修計画書を作成したので関係書類を添えて報告します。

建築物の所在地	清川村		
一般診断総合評点	改 修 前		改修後（想定）
耐震改修計画書 作 成 者	氏 名		
	勤務先名称		
	電 話 番 号		
耐震改修計画書 作 成 日	年 月 日		
備 考			
添 付 書 類	(1) 耐震改修計画概要書（第5号様式） (2) 耐震改修工事図面 (3) 改修工事後を想定した一般診断の結果報告書 (4) 現況写真 (5) その他村長が必要とする書類		

耐震改修計画概要書

計画書作成者	⑩	
部 位	現 況	改 修 後
屋根の仕様		
壁の仕様		
基礎の形状		
床の仕様		
接合部の仕様		
劣化度		

上部構造

2階	現況の上部構造評点	改修内容	改修後の上部構造評点
X方向			
Y方向			
1階	現況の上部構造評点	改修内容	改修後の上部構造評点
X方向			
Y方向			

上部構造評点

改修後の上部構造の最小値	・倒壊しない	1.5 以上
	・一応倒壊しない	1.0 以上～1.5 未満
	・倒壊する可能性がある	0.7 以上～1.0 未満
	・倒壊する可能性が高い	0.7 未満

第6号様式（第8条関係）

清川村木造住宅耐震改修費等補助金交付変更（取下）申請書

年 月 日

清 川 村 長 様

住 所 清川村

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け 清まち第 号をもって交付決定のありました補助金について、清川村木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり変更（取下げ）したいので申請します。

申請の区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取下げ	
変更の内容	変更前	変更後
変更又は取下げの理由		

※取下げの場合は、理由のみ記載をしてください。

清まち第 号
年 月 日

様

清川村長

清川村木造住宅耐震改修費等補助金交付取消通知書

年 月 日付け 清まち第 号をもって交付決定した補助金について、次のとおり取り消すので通知します。

建築物の所在地	清川村
建築物の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> 店舗兼用住宅（ ）
申請工事区分	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 建替え工事
交付決定金額	円
取り消し理由	
備考	

清川村木造住宅耐震改修費等補助金実績報告書

年 月 日

清川村長様

住所 清川村

申請者氏名

電話番号

年 月 日付け 清まち第 号をもって交付決定のありました補助金について、清川村木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

建築物の所在地	清川村	
申請工事区分	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 建替え工事	
工事施工期間	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
工事施工者	所在地 名称等	
補助対象経費 <small>(耐震改修工事は消費税及び地方消費税を除く額)</small>	合計額	
	内訳	円
		円
		円
添付書類	(1) 施工写真（改修工事は各工程、建替工事は完成のみ） (2) 工事監理報告書（第9号様式）（改修工事のみ） (3) 新築住宅の検査済証の写し（建替工事のみ） (4) 契約書及び領収書の写し (5) 請求書（第10号様式） (6) その他村長が必要とする書類	

第 10 号様式 (第 10 条関係)

請 求 書

年 月 日

清 川 村 長 様

住 所 清川村

氏 名 ⑩

電話番号

清川村木造住宅耐震改修費等補助金について、次のとおり請求します。

請 求 額	円
振 込 先 金融機関名	
口座の種別	普 通 ・ 当 座
フリガナ 口座名義人	
口座番号	